

2019年7月1日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBI FXトレード株式会社  
代表取締役社長 高橋 直也

## 少額数量区分の新設とスプレッド縮小のお知らせ ～お取引の分かり易さ、使い易さを追求しました～

SBI FXトレード株式会社（URL：<https://www.sbifxt.co.jp/>、本社：東京都港区、代表取締役社長：高橋 直也、以下「当社」という）は、2019年6月29日（土）のメンテナンス後より、FX取引(SBI FXTRADE)の注文数量区分の見直しと基準スプレッドの変更（縮小）を行いましたのでお知らせ申し上げます。

### 記

当社は2012年5月に開業し、多くのお客様に支えられ、おかげさまで7周年を迎えました。この間、常に顧客中心主義の業務運営のもと、サービス改善を図ってまいりました。今般これまでにお客さまから頂戴しておりましたご意見・ご要望を参考に、お取引の分かり易さと、使い易さの更なる向上を目的にFX取引(SBI FXTRADE)のサービス改善を実施いたしましたのでお知らせ致します。

#### ▼改善点

- ① 注文数量に応じた数量区分の見直し（削減）と少額数量区分の新設
- ② 基準スプレッドの縮小

#### ▼詳細

##### ① 注文数量に応じた数量区分の見直し（削減）と少額数量区分の新設

これまで注文数量に応じた数量区分を8区分にてご提供しておりましたが、やや区分が細かすぎるとのご意見を多く頂いていることを踏まえて、数量区分を削減し、より分かりやすい数量区分に変更致しました。また、少額数量区分でお取引されるお客さまにもこれまで以上に優良なレートでお取引頂くべくさらなる少額数量区分を新設するとともにスプレッドを縮小致しました。

#### ■変更前後の注文数量区分について

	変更前			変更後		
	数量（下限）	～	数量（上限）	数量（下限）	～	数量（上限）
第1区分	1	～	10,000	1	～	1,000
第2区分	10,001	～	100,000	1,001	～	1,000,000
第3区分	100,001	～	500,000	1,000,001	～	3,000,000
第4区分	500,001	～	1,000,000	3,000,001	～	10,000,000
第5区分	1,000,001	～	3,000,000			
第6区分	3,000,001	～	5,000,000			
第7区分	5,000,001	～	9,999,999			
第8区分	10,000,000					

## ② 基準スプレッドの縮小

上記数量区分の見直しに伴い、各区分における基準スプレッドを変更いたします。新設の少額数量区分（変更後の第1区分）については、全26通貨ペアでこれまで以上にコストを抑えたお取引が可能なスプレッドをご提供するとともに、最も多くのお客さまがお取引されている100万通貨単位までの数量区分（変更後の第2区分）においても、USD/JPYを始めとした19通貨ペアを対象に、スプレッド縮小を行います。

主要通貨ペアの変更前後のスプレッドは以下の通りとなります。

### ■主要通貨ペアの基準スプレッド

区分	USD/JPY	EUR/JPY	GBP/JPY	AUD/JPY
第1区分 (1～1,000通貨)	0.27⇒ <b>0.20</b>	0.39⇒ <b>0.30</b>	0.89⇒ <b>0.70</b>	0.59⇒ <b>0.40</b>
第2区分 (1,001～1,000,000通貨)	0.29⇒ <b>0.27</b>	<b>0.49</b> (変更なし)	<b>0.99</b> (変更なし)	<b>0.69</b> (変更なし)

※全通貨ペアと全数量区分のスプレッド詳細は[こちら](#)よりご参照下さい。

※実績値は適時公開してまいります。

当社は、今後もお客さまの声を最優先に考え、今後もより良い取引環境をご提供できるよう努力してまいりますので、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

### 【SBI FX トレードの概要】

- (1) 商号 : SBI FX トレード株式会社（英文：SBI FXTRADE Co., Ltd.）
- (2) 登録番号 : 関東財務局長（金商）第2635号
- (3) 所在地 : 東京都港区六本木一丁目6番1号
- (4) 資本金 : 4億8,000万円（資本準備金4億8,000万円）
- (5) 事業内容 : 第一種金融商品取引業（店頭外国為替証拠金取引）
- (6) 設立日 : 2011年11月22日

(7) 主要株主 : SBI リクイディティ・マーケット株式会社 100%

以 上

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 SBI FX トレード株式会社 (金融商品取引業者)

登録番号 関東財務局長 (金商) 第 2635 号

加入協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 (会員番号 1588)

<手数料等及びリスク情報について>

#### 【SBI FXTRADE 及び積立 FX (店頭外国為替証拠金取引)】

店頭外国為替証拠金取引は、取引金額 (約定代金) に対して少額の取引必要証拠金をもとに取引を行うため、取引必要証拠金に比べ多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。外貨での出金はできません。経済指標の結果によっては価格が急激に変動し、思わぬ損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が預託した証拠金の額を上回ることもあります。取引価格、スワップポイント等は提供するサービスによって異なり、市場・金利情勢の変化等により変動しますので、将来にわたり保証されるものではありません。取引価格は、買値と売値に差があります。決済方法は反対売買による差金決済となります。店頭外国為替証拠金取引にあたっては必要な証拠金の額は提供するサービス及び取引通貨ペアごとに異なり、取引価格に応じた取引額に対して一定の証拠金率 (「SBI FXTRADE」個人のお客様 : 4% (レバレッジ 25 倍)、法人のお客様 : 一般社団法人金融先物取引業協会が毎週発表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率\* (通貨ペアごとにそれぞれレバレッジが異なります)、「積立 FX」個人および法人のお客様 : 100% (レバレッジ 1 倍)、50% (レバレッジ 2 倍)、33.334% (レバレッジ 3 倍)) の証拠金が必要となります。

\*為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。

#### 【共通】

全サービスを通して原則、口座開設・維持費および取引手数料は無料です。ただし、当社が提供するその他の付随サービスをご利用いただく場合は、この限りではありません。また、元本及び利益が保証されるものではありません。決済方法は反対売買による差金決済又は清算となります。お取引を始めるに際しては、「契約締結前交付書面」等をよくお読みの上、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただき、ご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

---

本プレスリリースに関するお問い合わせ先  
SBI FX トレード株式会社 経営リスク管理部 03-6229-0915